法学委員会分科会の設置について

分科会等名:社会と教育における LGBTI の権利保障分科会

1	所属委員会名	法学委員会
	(複数の場合	
	は、主体となる	
	委員会に○印を	
	付ける。)	
2		25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	LGBTI(性的マイノリティ)の権利保障は、国際社会でも
		重要な課題の1つである。しかし、日本では法的対応が遅れ
		ており、社会的差別が存在する。本分科会では、現状調査と
		国際比較調査を通して、LGBTIの権利保障のあり方について
		審議する。審議結果はシンポジウム及び提言の形で公表する
		ことをめざす。さまざまな側面から課題を検討するために
		も、法学分野以外からも、医学・心理学・教育学・社会学な
		どの分野から広く会員・連携会員の参加をいただきたい。審
		議の課題はおもに以下の3点とするが、審議の進行にあわせ
		て、さらなる課題もあわせて検討する場合がある。
		(1) 第23期に出した提言のフォローアップ
		(2)教育現場における LGBTI の生徒・学生に対する対応に
		ついての現状調査・国際比較・対応指針案の検討・作成:教
		育現場では、LGBTIの子どもたちに対するいじめや偏見への
		対応に混乱が見られる。このような事態を改善するためにも
		実態を把握し、緊急に何らかの統一的指針が示される必要が
		ある。 (a) 100000 100000 100000 100000 100000 100000 100000 1000000
		(3) LGBTI に対する社会的差別の解消と権利保障に向けて
		の法的課題の検討:LGBTIに対する蔑称の根絶、就職・集団
		所属における差別の撤廃に向けた課題の検討、ダイバーシテ
		ィ推進の一環として LGBTI の権利保障をはかる企業等の事
		例検討、同性カップルの生活共同体の権利保障についてな
_		E
4	審議事項	1. 第23期に出した提言のフォローアップ
		2. 各種調査・ヒアリング
		3. 国際比較
		4. 政策提言の作成
<u>_</u>		に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日~平成32年9月30日
	備考	